

一般社団法人日本防犯危機回避協会
定 款

平成 31 年 1 月 11 日 作成

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人 日本防犯危機回避協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、社員総会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、防犯及び危険回避を社会に普及させることを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防犯、危険回避に関する調査及び研究
- (2) 防犯、危険回避に関する広報活動
- (3) 防犯、危険回避に関する意見の表明
- (4) 防犯、危険回避に関する教室等の企画、指導及び運営
- (5) 護身、防犯用品に関する指導及び販売
- (6) 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- (7) 前各号に掲げる事業の円滑な実施を確保するための基金の創成
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法人の目的を達成するために必要な事業
- (9) 前各号に掲げる附帯又は関連する一切の事業

第3章 会 員

(会員の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

当法人の目的に賛同し、共に取り組んでいただける個人又は企業、団体

(2) 賛助会員

当法人の目的及び活動に賛助し、入会した個人又は企業、団体

(3) サポーター会員

当法人の目的及び活動に賛同した個人又は企業、団体

(入 会)

第6条 正会員、賛助会員又はサポーター会員のいずれかとして入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により申し込み、代表理事の承認があったときに正会員、賛助会員又はサポーター会員となる。

(入会金及び会費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、代表理事が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の義務を半年以上履行しなかったとき。

- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡し、又は解散とき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 基本財産の処分の承認
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。但し、代表理事が複数の場合や代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

- 2 各正会員は、電磁的方法により議決権を行使する場合、あらかじめ、当法人の承諾を得なければならない。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散及び残余財産の処分
- (4) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (5) 基本財産の処分
- (8) その他法令又はこの定款で定める事項

- 3 理事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事の候補者の合計数が第21条第1項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第18条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

(決議・報告の省略)

第19条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第11条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第5章 役員

(役員)

第21条 この法人に、理事1名以上を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び代表理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

3 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事が欠けた場合又は第21条第1項で定める理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された者が就任

するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(取引の制限)

第26条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、その取引について重要な事実を開示し、代表理事の承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を代表理事に報告しなければならない。

第6章 資産及び会計

(基本財産)

第27条 財産は、一般法人法事業並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）を行うために不可欠な特定の財産であり、この法人の基本財産とする。

2 前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分するときは、あらかじめ社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第28条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第29条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの

間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第30条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

(剰余金の不分配)

第31条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第32条 この定款は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(合併等)

第33条 この法人は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解 散)

第34条 この法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第35条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の

決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第36条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、代表理事により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第37条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 附 則

(最初の事業年度)

第39条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から平成31年12月31日までとする。

(設立時の役員等)

第40条 この法人の設立時理事、設立時代表理事は、次に掲げる者とする。

設立時理事 佐方 健二 中山 勝巳 奥本 一法
高松 七恵 松本 三輪

設立時代表理事 佐方 健二

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第41条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 千葉県佐倉市生谷1549番地3

設立時社員 佐方 健二

住所 東京都練馬区関町北5丁目16番36-312号

設立時社員 中山 勝巳

住所 大分県宇佐市大字西木199番地の1

設立時社員 奥本 一法

住所 東京都中野区東中野4丁目12番2号

ワコーレ東中野ガーデン301

設立時社員 高松 七恵

住所 茨城県つくば市桜が丘34番地5

設立時社員 松本 三輪

(法令の準拠)

第42条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本防犯危機回避協会設立のため、設立時社員 佐方 健二
外4名の定款作成代理人 行政書士 藤原 大輔 は、電磁的記録である本定款を
作成し、これに電子署名する。

平成 31 年 1 月 11 日

設立時社員 佐方 健二

設立時社員 中山 勝巳

設立時社員 奥本 一法

設立時社員 高松 七恵

設立時社員 松本 三輪

定款作成代理人

千葉県佐倉市染井野5丁目12番地2

行政書士 アイズ法務事務所

行政書士 藤原 大輔